

東京都教科用図書選定審議会（第2回）

配布資料一覧

議事次第

座席表

東京都教科用図書選定審議会委員名簿

東京都教育庁事務局職員名簿

資料1 諮問文（写）

資料2 教科書の採択方針について（答申）（写）

資料3 分科会構成（案）

資料4 令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条
第1項の規定による教科書（一般図書））（案）

資料5 令和5年度使用教科書採択について（教科書採択資料）（案）

令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）議事次第

日時：令和4年5月30日（月） 午後2時から午後5時
会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

1 開会

2 教育委員会挨拶 [指導部長]

3 議事

(1) 諮問事項審議

ア 全体会① [管理課長]

教科書調査研究資料（一般図書）の作成について

イ 分科会 [各担当指導主事]

令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書））について

ウ 全体会② [管理課長]

- ・分科会で審議した調査研究資料についての報告等
- ・令和5年度使用教科書採択資料についての審議

(2) 答申

4 事務連絡 [管理課長]

5 教育委員会挨拶 [指導部長]

6 閉会

東京都教科用図書選定審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

	有 吉 万 里 矢	東京都特別支援学校 P T A 連合会理事
	稲 葉 恭 子	青梅市教育委員会委員
	加 藤 明	稲城市教育委員会教育長
	金 子 智 雄	豊島区教育委員会教育長
	小 池 巳 世	都立北特別支援学校長(統括校長)
	小 池 木 綿 子	町田市教育委員会指導室長兼指導課長
	小 林 恵 美	東京都公立中学校 P T A 協議会事務局長
	酒 井 大 樹	文京区立湯島小学校主任教諭
	佐々木 光 子	昭島市教育委員会統括指導主事
	椎 名 久 乃	都立小平特別支援学校指導教諭
	島 野 歩	文教大学付属小学校長
	瀧 田 健 二	台東区教育委員会指導課長
	中 西 郁	十文字学園女子大学教授
	濱 田 豊 彦	東京学芸大学教授
会 長	樋 口 豊 隆	明星大学特任教授
副会長	平 井 邦 明	台東区立忍岡中学校長
	鞠 子 雄 志	教育庁都立学校教育部特別支援教育課長
	宮 崎 直 人	港区立芝浜小学校長
	宮 田 明 子	都立白鷗高等学校附属中学校長(統括校長)
	山 本 達 也	西東京市立青嵐中学校主任教諭

東京都教科用図書選定審議会（第2回） 東京都教育庁事務局職員名簿

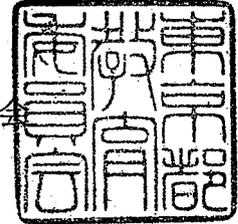
職 名	名 前
指 導 部 長	小 寺 康 裕
管 理 課 長	川 口 英 生
義 務 教 育 指 導 課 長	市 川 茂
特 別 支 援 教 育 指 導 課 長	島 添 聡
高 等 学 校 教 育 指 導 課 長	堀 川 勝 史



4教指管第70号
令和4年4月21日

東京都教科用図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会



諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条及び第13条第2項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第11条及び同法施行令第8条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

（理由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

（理由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和5年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（理由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。



令和4年4月21日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口 豊



教科書の採択方針について（答申）

令和4年4月21日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和4年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

東京都教科用図書選定審議会(第2回) 分科会構成(案)

	委員	種目	会場
第1分科会	加藤 委員 小池(巳) 委員 小林 委員 中西 委員 宮崎 委員	国語 書写 音楽 図画工作 美術	306会議室
第2分科会	金子 委員 佐々木 委員 椎名 委員 樋口 委員 宮田 委員	社会 算数 数学 理科 英語	307会議室
第3分科会	有島 委員 濱野 委員 平田 委員 山井 委員	生活 保健体育 家庭 道德	415会議室